

# 鹿児島市営住宅募集の手引き

★申込書を記入する前に必ずお読みください。

市営住宅募集受付月は、3月・6月・9月・12月です。

申込受付日、募集住宅等が記載された『鹿児島市営住宅募集案内書』及び『入居申込書』は、各募集月の1日から配布します。

## 【配布場所】

鹿児島市役所、各支所、市民サービスステーション  
(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 市営管理課

## — 目 次 —

1. 市営住宅をお申込みの皆様へ ..... P. 1
2. 申込資格 ..... P. 1～5
3. 申込方法 ..... P. 6
4. 募集する住宅 ..... P. 6
5. 抽せん ..... P. 7
6. 仮当選、補欠当選 ..... P. 7
7. 入居契約 ..... P. 8
8. インターネットによる市営住宅の情報提供 ..... P. 8

## 【問い合わせ先】

鹿児島市営住宅指定管理者

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 市営管理課(以下、「住宅センター」)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 東別館4階 電話(直通) 099-808-7502

## 【鹿児島市ホームページ】



URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

『トップページ >メニュー(右上ボタン) >暮らし >  
生活・住まい > 市営住宅』

## 1. 市営住宅をお申込みの皆様へ

市営住宅は、鹿児島市が公営住宅法等に基づいて、住宅に困窮する市民の方々に、健康で文化的な生活を営んでいただくために、国の補助を受けて建設した市民の大切な共有財産です。

市営住宅の入居申込については様々な条件がありますので、申込書を記入する前に、この手引きを必ずお読みください。

また、団地の生活は共同住宅ですので、皆様に明るく快適な生活を送っていただくために、入居にあたつていくつかの約束事があります。

・犬・猫・鳥等、ペットの飼育はできません。また、団地内で動物に餌を与えてはいけません。

・入居者は福祉会等（住宅の自治会）に加入していただき、良好な住環境の維持管理のため、清掃・除草等の活動を行っていただきます。

※なお、空き家住宅は以前に他の方が入居していた住宅です。最低限度の原状回復を行っていますが、新築住宅のような状態ではないことを、あらかじめご了承ください。

## 2. 申込資格

### （1）2人以上で申込みできる住宅

#### ■ 一般住宅の申込資格

① 住宅に困っていることが明らかであること。

② 入居を希望する方全員が持ち家、貸家等を所有していないこと。（取壟し、競売落札、売買契約成立、所有権移転等により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。）

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族等〔親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者。以下、同じ。〕〕があること。

ただし、婚約中でお申込みの方は、入居契約までに婚姻届受理証明書が提出できること。

※ 家族を故意又は不自然に分割し、又は合併しての申込みはできません。

戸籍上婚姻関係にある夫婦を分離して申し込むことはできません。

離婚予定での申込の場合、条件付での受付となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 離婚調停裁判中の方、又はDV被害者の方はご相談ください。

④ 鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅の名義人となっていないこと。

（シルバーハウジング又は既存集落活性化住宅、地域活性化住宅への申込みを除く。）

⑤ 入居しようとする世帯員全員の所得をもとに算出した「収入月額」（P. 4～5参照）が基準内であること。

⑥ 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。（契約前に関係機関に照会して確認します。）

⑦ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明渡した方や、現在、市営住宅明渡し請求手続中の方、入居する世帯員の中に市営住宅の家賃滞納者がいるないこと。

#### ■ パートナーシップ宣誓制度開始に伴う入居者資格の変更について

令和4年2月2日から、本市のパートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓をされた方も、鹿児島市営住宅の入居者募集に申込みできるようになりました。

#### ■ 外国人の申込みについて

外国人の鹿児島市営住宅への入居については、永住許可を受けた方、特別永住者、中長期在留者について入居申込を認めることとしております。（これ以外の外国人の入居申込は、原則として認めることができません。）

## ■ 特定目的住宅等の申込資格 2人以上の世帯向け

左記の『一般住宅の申込資格』のほか、次の条件を備えていなければなりません。

目的別	申込みの条件 2人以上の世帯向け
高齢者世帯向住宅	申込者が60歳以上で、同居者が次のいずれかに該当する者の世帯 ①配偶者 ②18歳未満の子供 ③60歳以上の方 ④次の手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳（1級から4級） ・精神障害者保健福祉手帳（1級から2級） ・療育手帳（A1からB1）
心身障害者世帯向住宅	申込者もしくは現に同居し又は同居しようとする者が、次のいずれかに該当する世帯 ①次の手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳（1級から4級） ・精神障害者保健福祉手帳（1級から2級） ・療育手帳（A1からB1） ②戦傷病者手帳（第1款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方
母子・父子世帯向住宅	配偶者（内縁の夫・妻又は婚約者を含む）のない者が、現に20歳未満の子供を同居扶養していること。
新婚・子育て世帯向住宅	次のいずれかに該当する世帯 ・18歳以下の子供（18歳の子については、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子）がいる世帯 ・若者夫婦世帯（概ね30代以下の夫婦、又は結婚予定の世帯）
多子世帯向住宅	18歳未満の子供が3人以上いる世帯
車イス用住宅	申込者もしくは現に同居し、又は同居しようとする者が、現に車イスを使用していること。
多数回申込者世帯向住宅	申込者の申込回数が20回目以上であること。
シルバーハウジング	次のいずれかに該当する世帯 ①60歳以上の方のみの世帯 ②障害者のみの世帯 ③障害者とその配偶者のみの世帯 ④障害者と60歳以上の方のみの世帯 ⑤60歳以上の方とその配偶者のみの世帯 ※障害者とは、次の手帳等の交付を受けている方です。 ・身体障害者手帳（1級から4級） ・精神障害者保健福祉手帳（1級から3級） ・療育手帳（A1からB2） ※現在、シルバーハウジング以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。
既存集落活性化住宅 地域活性化住宅	18歳以下の子供（18歳の子については、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子）がいる世帯、又は若者夫婦世帯（概ね30代以下の夫婦、又は結婚予定の世帯） ※現在、既存集落活性化住宅・地域活性化住宅以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。 ※定期借家制度（期限付入居）を適用する住宅です。 契約期間は、15年間又は現に同居している末子が18歳に達する日以後の3月31日までの間のいずれか長い方となります。期限満了時、又は子が中学校を卒業する年度の3月以降に他の市営住宅に住替えができます。（定期募集への応募は住替時期の3ヵ月前から可能）
子育て仕様住戸・支援住宅	小学校就学前の子供がいる世帯 ※定期借家制度（期限付入居）を適用する住宅です。 契約期間は、現に同居している末子が小学校を卒業するまでとなります。期限満了時に他の市営住宅に住替えができます。

## (2) 単身で申込みできる住宅

### ■ 特定目的住宅等の申込資格 单身世帯向け

- ① 住宅に困っていることが明らかであること。
- ② 入居を希望する方が持ち家、貸家等を所有していないこと。(取壟し、競売落札、売買契約成立により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。)
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族等がないこと。
- ※ 家族を故意又は不自然に分割しての申込みはできません。  
戸籍上婚姻関係にある夫婦を分離して申し込むことはできません。  
離婚予定での申込の場合、条件付での受付となります。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 離婚調停裁判中の方、又はDV被害者の方はご相談ください。
- ④ 鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅の名義人となっていないこと。  
 (シルバーハウジングへの申込みを除く。)
- ⑤ 申込者の所得をもとに算出した「収入月額」(P. 4～5参照)が収入基準額内であること。
- ⑥ 申込者が暴力団員でないこと。(契約前に関係機関に照会して確認します。)
- ⑦ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明渡した方や、現在、市営住宅明渡し請求手続中の方、市営住宅の家賃滞納者でないこと。

目的別	申込みの条件 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">单身世帯向け</span>
单身世帯向住宅A	<p>次のいずれかに該当し、一人で生活できる方に限ります。      介護事情が充実している方はご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 60歳以上の方</li> <li>② 次の手帳等の交付を受けている方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳（1級から4級）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）</li> <li>・療育手帳（A1からB2）</li> </ul> </li> <li>③ 生活保護を受けている方</li> <li>④ DV被害者（7ページの5.(2) DV被害者についてに記載の証明書が必要です。）          ※下記のいずれかに該当される方はご相談ください。          戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等</li> </ul>
单身世帯向住宅B	59歳以下の单身世帯も申込みできる住宅です。 一人で生活できる方に限ります。
高齢者世帯向住宅	60歳以上の单身者のうち、一人で生活できる方に限ります。
心身障害者世帯向住宅	<p>次の手帳等の交付を受けている方で、一人で生活できる方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳（1級から4級）</li> <li>② 精神障害者保健福祉手帳（1級から2級）</li> <li>③ 療育手帳（A1からB1）</li> <li>④ 戦傷病者手帳（第1款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方</li> </ul>
車イス用住宅	『单身世帯向住宅A』の申込資格の条件を備え、申込者が現に車イスを使用していること。
多数回申込者向住宅	『单身世帯向住宅A』の申込資格の条件を備え、申込者の申込回数が20回目以上であること。
シルバーハウジング	<p>次のいずれかに該当し、一人で生活できる方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 60歳以上の单身世帯</li> <li>② 次の手帳等の交付を受けている方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳（1級から4級）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）</li> <li>・療育手帳（A1からB2）</li> </ul> </li> <li>※現在、シルバーハウジング以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。</li> </ul>

### (3) 収入基準

市営住宅の入居申込みには、世帯の「収入月額」が基準内であることが必要です。

「収入月額」の算定等につきましては、次の(4)を参照してください。

住宅の種類	収入月額	備考
公営住宅(一般階層)	158,000円以下	【裁量階層に該当する世帯】次のいずれかに該当 ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供がいる ②入居者または同居者が次の認定等を受けている a 身体障害者手帳1級～4級 b 精神障害者保健福祉手帳1級～2級 c bに規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者 ③申込者が60歳以上で、同居しようとする者全員が60歳以上または18歳未満 ※他に、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者等に該当する方はご相談ください。 ※裁量階層で入居する場合、家賃の額が募集案内書に記載している額より高くなります。
公営住宅(裁量階層) ※備考欄②③のいずれかに該当	214,000円以下	
公営住宅(裁量階層) ※備考欄①に該当	259,000円以下	
改良・更新住宅 (一般階層)	114,000円以下	
改良・更新住宅 (裁量階層)	139,000円以下	
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向住宅)	158,000円以上 487,000円以下	主たる所得者が50歳未満の場合、収入月額 104,000 円以上、487,000 円以下で申込みできます。

### (4) 収入月額

#### ① 収入月額の算定

「収入月額」とは、年間総所得額(入居しようとする世帯員全員の1年分の所得の合計)から、諸控除額の合計を差引いた額を、12で割った金額です。これは、関係法令等に基き算出するもので、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

所得及び控除等については次の「②所得額の算出」及び「③控除額」を参照してください。

$$\text{収入月額} = (\text{所得額} - \text{控除額}) \div 12$$

#### ② 所得額の算出

##### 【給与所得】

給与所得とは、給料、賃金、賞与等の給与に係る所得で、その額は支払金額から給与所得控除額等を差引いて算出された金額です。(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」) なお、年の途中で就職、転職等をされている場合は計算が異なります。

令和XX年分 給与所得の源泉徴収票															
支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	○○県○○市○○X-X						(受給者番号)							
		氏名	(フリ)	この金額が “所得額”											
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収額				
給与・賞与		内 0 千 0 000	千 0 000	円 0 000	内 0 000	千 0 000	円 0 000	内 0 000	千 0 000	円 0 000	内 0 000	千 0 000	円 0 000		
控除対象配偶者の有無等 有 有 無 無 從 从 用 用		配偶者特別控除の額 老 人 特 定 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特 定 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		障害者の数 (本人を除く) 特 別 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		社会保険料等の金額 特 別 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		生命保険料の控除額 特 別 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		地震保険料の控除額 特 別 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0		住宅借入金等特別控除額 特 別 老 人 人 徒 人 内 人 徒 人 0 0 0 0	
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 内 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円 居住開始年月日 配偶者の合計所得 円 新個人年金保険料の金額 円 新生年保険料の金額 円 旧個人年金保険料の金額 円 旧生命保険料の金額 円 旧長期医療保険料の金額 円															
扶養義務者未満 人															
支 払 者		住 所 (居 所) 又は所在地		東京都○○区○○X-X											
		氏名又は名称		株式会社○○								(電話) XX-XXX-XXXX			
整 理 報 ① ②															

## 【年金所得】

公的年金等の源泉徴収票に記載されている「支払金額」の合計額から、公的年金等控除額を差引いたものが、年金所得となります。所得の区分としては「雑所得」にあたります。

$$\textcircled{○} \text{ 年金所得の額} = \text{年金の支払金額(年金収入)} - \text{公的年金等控除額(B)}$$

年齢	年金の支払金額 (年金収入)	公的年金等控除額(B)
		公的年金所得以外の合計所得額 1,000万円以下
65歳未満	130万円以下	支払金額 - 60万円
65歳以上	330万円未満	支払金額 - 110万円

※年金の支払金額について、65歳未満の方で130万円を超える方及び65歳以上で330万円を超える方については計算方法が異なります。

## ③ 控除額

控除種別	控除対象者の範囲・条件等	控除額
基礎控除振替	給与所得者及び公的年金所得者 ※事業所得者は該当しない	本人の所得から 10万円まで
同居親族控除	申込者以外の同居予定者及び別居中の扶養親族 が対象	38万円
老人扶養控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円
特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者除く)	25万円
ひとり親控除	現に婚姻をしておらず、生計を一にする子がいる者など	本人の所得から 35万円まで
寡婦控除	死別したのち婚姻をしていない女性、または、離婚したのち婚姻をしていない女性で、扶養親族を有する者など	本人の所得から 27万円まで
特別障害者控除	身体障害1~2級、精神障害1級、 療育手帳保持者(A1~A2)	40万円
普通障害者控除	身体障害3~6級、精神障害2~3級、 療育手帳保持者(B1~B2)	27万円

※控除額は1人あたりの金額です。

※控除の範囲条件等は、基本的な内容のみ掲載しており、該当しない場合があります。

## ④ 計算例

### 【計算例1：3人世帯】

名義人 給与収入 2,800,000円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額): 1,880,000円

妻 パート 900,000円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額): 350,000円

長男 学生(20歳)

$$\begin{aligned} &\text{本人の所得} \quad \text{妻の所得} \quad \text{基礎控除振替} \quad \text{同居親族控除} \quad \text{特定扶養控除} \quad \text{収入月額} \\ &[(1,880,000 + 350,000) - ((100,000 \times 2\text{人}) + (380,000 \times 2\text{人}) + 250,000)] \div 12 = 85,000\text{円} \end{aligned}$$

⇒以上より、収入月額が公営住宅の収入基準の額 158,000円を下回るため入居申込可能

### 【計算例2：単身世帯】

名義人(67歳、身体障害2級)

・年金収入 900,000円/年間 ⇒ 公的年金等控除後の額(所得額): 0円

・給与収入 1,100,000円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額): 550,000円

$$\begin{aligned} &\text{本人の所得} \quad \text{基礎控除振替} \quad \text{特別障害者控除} \quad \text{収入月額} \\ &\{ 550,000 - (100,000 + 400,000) \} \div 12 = 4,166\text{円} \end{aligned}$$

⇒以上より、収入月額が公営住宅(裁量階層)の収入基準の額 214,000円を下回るため入居申込可能

### 3. 申込方法

#### (1) 申込方法

- ①申込書を郵送する方法（受付期間内の消印のみ有効）
- ②会場に持参する方法
- ③インターネットによる申込み（電子申請）

いずれかで申込みできます。

#### (2) 申込受付日・受付会場

別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

市営住宅募集受付は、3月・6月・9月・12月の年4回行います。

『鹿児島市営住宅募集案内書』及び『入居申込書』は、各募集月の1日から配布します。

インターネットで申込む場合は、必ず募集案内書と募集の手引きをお読みください。

#### (3) 申込みに必要なもの

##### ① 鹿児島市営住宅入居申込書

必要事項を記入し、申込者又は同居者が申込んでください。

※申込世帯の状況等を熟知している方を、代理人として申込みできます。

##### ② 市営住宅入居申込抽せん番号票（ハガキ）

①②は別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に添付しています。（インターネット申込の場合は不要）

##### ③ 前回申込時の市営住宅入居申込抽せん番号票（ハガキ）

紛失した方は受付会場にてご相談ください。

※前回の申込みから1年を経過している方、前回の仮当選を辞退された場合や、受付時に抽せん番号票（ハガキ）の添付がなかった場合は、今回が1回目となります。

#### (4) 注意事項

##### ■ 申込受付日の受付時間以外は受付しておりません。

各会場では、混雑時は整理券を発行し、番号順に受付しております。申込者が多い場合は申込受付に時間がかかりますのでご了承ください。また、申込書の記入を終えてから受付にお越しください。

##### ■ 申込者が住宅の名義人となります。申込後に名義人を変更することはできません。

##### ■ 申込みは、1世帯につき1住宅で、複数の申込をすることはできません。

- ・入居申込書の記載内容が事実と相違したり、重複して申込みされると失格となります。
- ・名義人を替えて複数の申込みをすることもできません。

##### ■ 入居する家族は、出生した場合を除き、入居申込書に記載された方以外は入居できません。

なお、入居契約までに同居者の異動等により、単身となった方も入居できません。

##### ■ 結婚予定で申込みできるのは、入居契約までに婚姻届受理証明書を住宅センター市営管理課へ提出できる方のみです。

##### ■ 申込者及び同居者が暴力団員である場合は、申込みできません。

入居後に、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員となった場合は、退去していただきます。

### 4. 募集する住宅

##### ■ 募集する住宅については、別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載しています。

■ 市営住宅は、居住する場所（棟、部屋）の確保を優先して建設しているため、住宅によって駐車場の数に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されているわけではないことから、入居時に空き区画がない場合があります。また、駐車できるのは原則1戸につき1台のみです。

なお、住宅により駐車場使用料が異なります。9～10ページの駐車場使用料区分一覧表をご覧ください。

## 5. 抽せん

### (1) 抽せん番号について

申込回数に応じて、抽せん番号を増やします。

申込回数	1～4回目	5～8回目	9回目以上
抽せん番号の数	1つ	2つ	3つ

※ただし、前回の申込みから1年を経過している方、前回の仮当選を辞退した方、受付時に抽せん番号票（ハガキ）を添付されなかった場合は1回目となります。

### (2) DV被害者について

DV被害者は、抽せん番号を1つ増やします。ただし、抽せん番号数の上限は3つです。

【申込受付時の必要書類】次のうちいずれか1つ

- ・婦人相談所による一時保護終了後5年未満である証明書
- ・婦人保護施設による保護または母子生活支援施設による保護終了後5年未満である証明書
- ・裁判所の保護命令日後5年未満である証明書
- ・婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
- ・配偶者暴力対応機関による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」

### (3) 合併5町の住宅について

合併5町内（桜島・吉田・喜入・松元・郡山地域）の一部の住宅について、新婚・子育て世帯（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子供がいる世帯、又は若者夫婦世帯）に該当する方が申込む場合、抽せん番号を1つ増やします。ただし、抽せん番号の上限は3つです。

### (4) その他

- 抽せんは公開抽せんで行い、当選された方を仮当選者として登録します。
- 募集戸数に応じて、補欠者を登録します。
- 当日、抽せん会場に来場された方の中から、代表者に抽せんのお手伝いをしていただきます。  
なお、抽せん会への出欠は、当落に関係ありません。

### (5) 抽せん結果の確認方法

- 抽せん会終了後約10日間、住宅センター市営管理課（鹿児島市役所東別館4階）の廊下に掲示します。抽せん日の翌日から、各支所窓口でも確認できます。（土日・祝日を除く）
- 抽せん日の翌日から、鹿児島市ホームページに掲載します。



URL ( <http://www.city.kagoshima.lg.jp/> )

『トップページ > メニュー（右上ボタン） > 暮らし > 生活・住まい > 市営住宅』

## 6. 仮当選、補欠当選

- 仮当選者には、住宅センター市営管理課より文書（「入居資格審査のお知らせ」）を発送します。
- 仮当選者には、資格審査書類（住民票、給与支払い証明書、資産証明書、各種手帳など）を提出していただきます。
- 資格審査の結果、入居者資格を満たさない場合や、資格審査に必要な書類の提出期限を過ぎた場合、当選は無効となります。
- 資格審査の結果、入居者資格を満たした方々に入居契約説明会を開きます。  
契約に必要な書類や保証人等について説明します。また、家賃や部屋番号を通知します。
- ※ 仮当選者から、入居する住宅の棟や階、間取り、駐車区画などを指定することはできません。
- ※ 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・築年数などに応じて毎年度決定します。
- 募集戸数に応じて、補欠登録の抽せんを行います。補欠者は、仮当選者が辞退、又は当選無効となったとき、仮当選者へ繰上ります。その際は住宅センター市営管理課より通知します。

## 7. 入居契約

- 契約には敷金（家賃の3か月分）と、日割家賃（現金）が必要です。
- 契約には連帯保証人1名（一定の給与収入、年金収入、事業所得のある方）を立てていただきます。連帯保証人には、印鑑証明書と給与支払い証明書等を提出してもらいます。  
なお、申込世帯員（入居予定者）や鹿児島市営住宅の入居者等は連帯保証人になることはできません。
- 連帯保証人を立てられない方は、鹿児島市が協定を結んだ家賃債務保証法人による保証も可能です。  
ただし、保証法人による審査があります。
- 入居者は、家賃の他に共益費（階段灯・エレベーター使用等の電気代、共同水道使用料など）の負担があります。金額は各住宅の福祉会（自治会）で設定しています。
- 契約時に提出していただいた書類はお返しできません。
- 駐車場を使用される方は、別途申込みが必要です。なお、住宅によっては駐車場区画が不足しているところがあり、ご自身で民間駐車場を確保する必要がある場合があります。

## 8. インターネットによる市営住宅の情報提供

外観写真については、一部の住宅を撮影しているため、募集住宅と違う場合があります。



URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

『トップページ > メニュー（右上ボタン）> 暮らし > 生活・住まい > 市営住宅』

### 市営住宅

- [市営住宅に入居希望の方](#)
- [市営住宅に入居中の方](#)
- [市営住宅情報（地区別一覧）](#)
- [住宅名称別一覧](#)
- [住宅情報Q&A](#)
- [市営住宅等の問い合わせ先](#)

#### ○ 市営住宅情報

##### ・地区別一覧

地図上で鹿児島市を10地区に分けて、地図を見ながら住宅を選択できます。

##### ・住宅名称別一覧

市営住宅の名称から、住宅を選択できます。

##### ・住宅情報Q&A

住宅情報を利用するにあたり、よくある質問を掲載しています。

### 紫原住宅(A) (むらさきばる)

#### 住宅情報

所在地	紫原二丁目5・6・8番 紫原六丁目11～12・14番
管理棟数	全21棟
管理戸数	全499戸
施設・設備等	駐車場・浴室(一式取付)
家賃	19,900円～(3DK)

市内で最大規模の紫原団地内にあり、生活利便性に優れないとともに、桜島等の眺望もすばらしい大型住地です。



#### ○ 掲載情報

##### ・所在地、管理棟数、管理戸数

##### ・外観写真

##### ・位置図、配置図

・棟ごとの建設年、構造、階数、家賃など

#### ■ 鹿児島iマップとリンク

住宅ごとの掲載情報の中にある“位置図”は、鹿児島市の地図情報システム「iマップ」とリンクしていますので、周辺の地理や施設を確認することができます。

#### ■ 問い合わせ先

ご不明な点につきましては、市営住宅情報のページにある「住宅情報Q&A」又は鹿児島市住宅課住まい計画係（電話：099-216-1363）まで、お問い合わせください。

■ 鹿児島市営住宅 所在地・公立小中学校区・駐車場使用料区分一覧表

令和7年4月1日現在

住宅名	所在地	小学校	中学校	駐車場区分	
辻ヶ丘	東坂元二丁目7~9・11~12・20・41番	坂元台小	坂元中	A	
玉里団地	玉里団地三丁目46~47番	坂元小	坂元中	A	
大明丘	大明丘三丁目5番	大明丘小	吉野中	A	
天神山	吉野町807番地21~25	大明丘小	吉野中	A	
柳町	柳町1~2・4番	清水小	清水中	A	
鼓川	鼓川町5番41号	清水小	清水中	A	
ツインハウス南林寺	南林寺町2番1号	松原小	甲東中	C	
下荒田	下荒田一丁目37番	八幡小	天保山中	A	
皆与志	皆与志町4155番地	皆与志小	河頭中	B	
皆与志中組	皆与志町3372番地1・3559番地	皆与志小	河頭中	B	
小山田名越	小山田町3540番地1・3797番地1	小山田小	河頭中	B	
小山田塚田	小山田町2番地・62番地・92番地1	小山田小	河頭中	B	
犬迫	犬迫町5828番地2	犬迫小	河頭中	B	
花野	花野光ヶ丘二丁目8・10番	花野小	緑丘中	A	
西伊敷	西伊敷三丁目35~36・40番	西伊敷小	緑丘中	A	
	西伊敷七丁目29・32~33・35番			A	
日当平 日当平(改良)	下伊敷二丁目21・26・30番	玉江小	伊敷中	A	
				A	
下伊敷	下伊敷一丁目15番	玉江小	伊敷中	A	
西田	西田二丁目29~30番	西田小	城西中	A	
武岡	武岡一丁目2番地1	武岡小	武岡中	A	
	武岡二丁目21~24番地1・26~27番地1				
	武岡五丁目29~34番	武岡台小			
星ヶ峯	星ヶ峯一丁目15~16番	星峯東小	星峯中	A	
	星ヶ峯二丁目26~27番			A	
	星ヶ峯四丁目32・42番	星峯西小		A	
	星ヶ峯五丁目14・44番			A	
星ヶ峯みなみ台	星ヶ峯六丁目2・17・22・23・40・63番地			A	
田上	広木二丁目2番	広木小	紫原中	A	
紫原	紫原一丁目3~5・20・22・56~57番	紫原小	紫原中	A	
	紫原二丁目5~6・8番				
	紫原六丁目11~12・14番				
桜ヶ丘	桜ヶ丘四丁目1番地3	桜丘東小	桜丘中	A	
皇徳寺	皇徳寺台四丁目27~28・32・74番	宮川小	皇徳寺中	A	
真砂本町	真砂本町5番	鴨池小	鴨池中	A	
鴨池新町	鴨池新町33・35番	鴨池小	鴨池中	A	
三和	三和町18・42・75~76番	南小	南中	A	
宇宿(六丁目)	宇宿六丁目1番	宇宿小	南中	A	
宇宿(一丁目)	宇宿一丁目40番	宇宿小	南中	A	
宇宿(三丁目)	宇宿三丁目29番	宇宿小	南中	—	
小松原	小松原二丁目16番7号	清和小	東谷山中	A	
東谷山	東谷山一丁目2番26号	東谷山小	東谷山中	A	
柏原	谷山中央二丁目4149番地2	谷山小	谷山中	A	
御所下	上福元町5890番地1	西谷山小	谷山中	A	
錦江台	錦江台一丁目38~44・46・66番	錦江台小	和田中	A	
錫山	下福元町9812番地21	錫山小	錫山中	B	

住宅名	所在地	小学校	中学校	駐車場区分
錫山西谷	下福元町11528番地1	錫山小	錫山中	B
錫山飛渡	下福元町9817番地1	錫山小	錫山中	B
平川	平川町3853番地・3865番地・3870番地	平川小	福平中	B
平川中木場	平川町4127番地4	平川小	福平中	B
東佐多	東佐多町2234番地3・5	吉田小	吉田北中	B
東佐多(第2)	東佐多町1970番地2	吉田小	吉田北中	B
桑之丸	西佐多町899番地6	吉田小	吉田北中	B
高岡	東佐多町2619番地2	吉田小	吉田北中	B
梅ヶ丸	本城町639番地5	本城小	吉田南中	B
大原	本名町1137番地1・4	本名小	吉田南中	B
本城	本城町1535番地2	本城小	吉田南中	B
宮之浦	宮之浦町903番地1	宮小	吉田南中	B
持木	持木町95番地1・98番地1	東桜島小	東桜島中	B
東桜島	東桜島町748番地1・884番地1	東桜島小	東桜島中	B
藤野	桜島藤野町1507番地1・3・1509番地	桜峰小	桜島中	B
西道	桜島西道町7番地1	桜峰小	桜島中	B
中尾	桜島藤野町1193番地2	桜峰小	桜島中	B
松浦	桜島松浦町12番地	桜峰小	桜島中	B
西白浜	桜島白浜町1246番地5	桜峰小	桜島中	B
東白浜	桜島白浜町960番地1	桜峰小	桜島中	B
藤野(A)	桜島藤野町974番地15	桜峰小	桜島中	B
二俣	桜島二俣町407番地3	桜峰小	桜島中	B
小池	桜島赤生原町54番地1	桜洲小	桜島中	B
袴腰	桜島横山町1722番地1	桜洲小	桜島中	B
武	桜島武町1200番地1	桜洲小	桜島中	B
長谷浜	桜島武町82番地	桜洲小	桜島中	B
屋村台	春山町1650番地18	春山小	松元中	B
入田	上谷口町901番地	松元小	松元中	B
松陽台	松陽台町42番地2	松元小	松元中	B
直木	直木町4345番地1・4369番地1	東昌小	松元中	B
賦合	油須木町260番地	郡山小	郡山中	B
西俣	西俣町2940番地	郡山小	郡山中	B
甲突	郡山町2551番地	郡山小	郡山中	B
中福良	郡山町2517番地	郡山小	郡山中	B
南方	東俣町67番地	南方小	郡山中	B
花尾	花尾町224番地	花尾小	郡山中	B
花尾(第2)	花尾町459番地4	花尾小	郡山中	B
花尾南迫	花尾町131番地1	花尾小	郡山中	B
瀬々串	喜入瀬々串町3184番地12・3252番地1・3253番地1	瀬々串小	喜入中	B
中名	喜入中名町847番地1	中名小	喜入中	B
一倉	喜入一倉町11225・11259・11361・5256番地	一倉小	喜入中	B
前之浜	喜入前之浜町7978・8341・8350~8351番地	前之浜小	喜入中	B
生見	喜入生見町635・2161・3644・3645番地	生見小	喜入中	B
ラメール中名	喜入中名町1000番地23・1000番地41	中名小	喜入中	B
喜入	喜入町8234番地4	喜入小	喜入中	B

※駐車場区分ごとの駐車場使用料（月額）

A : 2,000 円 B : 1,100 円 C : 屋根あり 11,000 円・屋根なし 9,000 円

## ■市営住宅位置図

